

令和2年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年5月28日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年5月28日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議題〉

1 議案

第43号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第44号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインについて

(2) 都民の声（教育・文化）について〔令和元年度下半期（10月～3月）〕

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	宮崎緑
委員	秋山千枝子
委員	北村友人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤田裕司
次長	小池潔
教育監	宇田剛
総務部長	安部典子
都立学校教育部長	谷理恵子
指導部長	増田正弘
人事部長	浅野直樹
教育政策担当部長	小原昌

（書記） 総務部教育政策担当課長 松永かおり

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 ただいまから、令和2年第10回定例会を開会いたします。

本日はTBSほか14社からの取材と、7名の傍聴の申込みがございました。また、TBSほか7社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。

これを許可してもよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室をお願いいたします。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会におきまして、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も、退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。御了承願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員をお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 3月26日の第6回定例会議事録及び4月1日の臨時会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただきましたと存じますので、よろしければ御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、3月26日の第6回定例会議事録及び4月1日の臨時会の議事録につきましては承認をいただきました。

4月9日の第7回定例会議事録及び4月23日の第8回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認賜ればと存じますので、よろしく願いいたします。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第44号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取扱いさせていただきます。

議案・報告

第 43 号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

報告事項

(1)新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインについて

【教育長】 それでは、第 43 号議案、「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」と報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインについて」は、いずれも、新型コロナウイルス感染症対策に関する議題でございます。

まず、報告事項(1)につきまして、教育政策担当部長より説明をさせていただきました後に、第 43 号議案の説明を都立学校教育部長から説明させていただきます。

それでは、まず、教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料(1)「緊急事態宣言解除に伴う都立学校の対応について」説明いたします。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受けまして、都知事の都立学校に対する休業要請は解除されました。

このことを受け、現在、都教育委員会が定めている都立学校の臨時休業は、5 月 31 日まででございますが、その期間満了をもって、6 月 1 日から、都立学校の再開を進めたいと存じます。

再開に先立ち、各学校では、児童・生徒や保護者への連絡、授業等の準備などを行い、準備が整った学校から、登校日を設定し、児童・生徒の心身の健康状態の把握や学習状況の確認を行ってまいります。

6 月 1 日以降は、学校内での新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、段階的に登校頻度や時間等を増やしてまいります。

なお、区市町村教育委員会に対しましては、都立学校の対応を参考として周知いたしまして、地域の実情に応じて、各地域で御判断いただくよう、御案内いたします。

次に、都立学校における感染症対策と学校運営に関するガイドラインの策定について御

説明申し上げます。

6月1日から学校を再開するに当たりまして、長期間にわたる感染症防止対策を講じながら、子供の健やかな学びの保障との両立を図ることで、学校の「新しい日常」を定着させていくことを目的に、ガイドラインを策定いたします。

主な内容でございますが、「(1)感染症予防策の徹底」といたしまして、3密の回避、正しい手洗い、咳エチケットをはじめ、毎朝の検温や健康観察に加えまして、登校前にも検温し、更に、児童・生徒等同士の間隔を1～2m以上確保し、30分に1回以上の換気、消毒液の設置などを行います。

「(2)教育活動の再開」につきましては、「段階的な教育活動の再開」といたしまして、混雑を避けた時差通学、オンライン学習等を活用した、段階的な分散登校を実施いたします。

都立高校の場合といたしまして、臨時休業期間中である今週をⅠ期、6月1日からをⅡ期、15日からをⅢ期として、段階的に、一度に集める生徒数や在校時間、登校日数を増やしてまいります。

「長期休業日などを活用した授業日数の確保」につきましては、この後、第43号議案で説明させていただきますが、記載のとおり、夏季休業日を変更するなどして対応いたします。

「飛沫感染の可能性が高い活動は行わない」こととし、歌唱、身体接触を伴う活動、水泳、部活動の取扱いについては、記載のとおりでございます。

休業が長期にわたったことから、支援が必要な児童・生徒等の早期発見や把握、心のケアが必要でございます。アンケートや面接に加えまして、個々の事情に応じた丁寧なケアを実施いたします。

「感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止」につきましては、新型コロナウイルス感染症との戦いの最前線に立って尽力されている医療関係者の方々などへの感謝の気持ちを持ち、感染症に対する適切な知識を基にした発達段階に応じた指導を実施してまいります。

裏面の「(3)臨時休業」につきましては、まず、「学校において感染者等が発生した場合」でございます。

生徒が学校外で濃厚接触者として特定されたことが分かった例など、感染の疑いがある

と判明した場合でございますが、原則、臨時休業は実施いたしません。当該生徒の出席停止を学校において行います。

一方、教職員や生徒が、PCR検査の結果、陽性であった例など、感染者が判明した場合につきましては、保健所の指示による学校内の消毒及び濃厚接触者が特定されるまでは、原則、当該校は全校臨時休業といたします。

なお、感染した者等の学校内における活動の対応、接触者の多寡などを総合的に考慮し、必要に応じて休業の規模を全校休業とするか、学級単位での一部休業とするか、また、休業期間を何日間とするかなど、臨時休業の内容について、保健所を含む衛生部局と相談して、教育委員会が対応する場合がございます。

「地域の感染状況が悪化した場合」につきましては、地域の感染状況を踏まえながら、学校と家庭学習の配分を変えることにより対応し、第2波にも備えてまいります。

最後に、「3 区市町村教育委員会への対応」につきましては、都立学校版のガイドラインとは別に、分かりやすくポイントを記したガイドラインを、参考送付いたしまして、各区市町村の実情に応じた御活用をいただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

【教育長】 それでは、続きまして、都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、第43号議案「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

先ほど、教育政策担当部長から御説明がありました「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」の、23ページと24ページにお示ししている内容を、規則で定めるものでございます。

都立学校における教育活動を再開するに当たりまして、令和2年度に限り、都立学校の学期及び休業日を変更するための規則改正でございます。

その内容でございますが、記書きの2を御覧ください。

第1学期を、現行、4月1日から8月31日までと規定しているものにつきまして、また、第2学期を9月1日から12月31日までと規定しているものにつきまして、それぞれ、第1学期を4月1日から8月23日まで、第2学期を8月24日から12月31日までと変更いたします。これは、各校種共通でございます。

また、(2)の記載でございますが、休業日は、「ア 高等学校、中学校、中等教育学

校」につきましては、現在、夏季休業日は、7月21日から8月31日までと規定しているところを、8月8日から8月23日まで。冬季休業日は、同じように、現行、12月26日から1月7日までとしているものを、12月26日から1月3日までといたします。

「イ 特別支援学校」につきましては、夏季休業日は、現行、7月21日から8月31日までとしているものを、8月1日から8月23日まで、冬季休業日は、12月26日から1月7日までとしているものを、12月26日から1月5日までと、それぞれ変更いたしたいというものでございます。

「3 施行期日」につきましては、公布の日からと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

【北村委員】 今回の第43号議案の休業についてですが、こうした形で、今まで失われた学習機会を確保しながら、子供たちに多少なりとも、休みを確保するというところで、御提案には賛成いたします。

ただ、第2波、第3波がこれからどうなるか分かりませんが、そういうことが起こることもイメージして、今は、夏季休業及び冬季休業の期間の変更についてですが、春季休業についても場合によっては、どの程度まで、3月に学校をやるのかといったことも考えておくことも大事なのかなと思いますので、それをお願いしたいと思います。

また、この3か月、学校が閉まっていた中で様々な知見が集まったと思いますので、都として共有して、フィードバックすることが非常に大事だと思いますので、今回、ガイドラインを作ったことは、非常に良かったと思っています。

こういったガイドラインを踏まえて、これから学校に子供たちが通うわけですが、3点ほど、きちんとサポートしていく必要があると感じています。

一つ目は、休みの間に家庭学習ということで、オンライン動画とか宿題とかの形で、学習機会を可能な限り、学校側も頑張ってきて提供してきたわけですが、それは、家庭によって、子供さんによって、学習状況に随分、差があると思います。また、文部科学省としても、今年度に関しては、オンライン学習のものでも学んだとみなすということは構わないというようなことは言っています。

ただ、子供によってかなり差があると思いますので、児童・生徒の様子を見て、学習の

理解については、個別の判断をきちんとしながら、一律に「ここはもうやったことだから」というようなことにはしていただきたくない。

つまり、家庭状況の差であるとか、子供が置かれている環境の差が、子供の学習の差に直結してしまうようなことは、是非避けていただきたい。このことは、都立学校においてきちんと徹底していただくとともに、各区市町村に対しても、そういうメッセージを出していただけるといいなと思います。

二点目ですが、来週から再開ということで、うちの娘の話をしてしまうのですが、中学1年生の娘が、来週から公立中学校によく通うことになるのですが、昨晚になって、いきなり、すごく不安を感じたみたいで、学校に通うということがリアルになった瞬間、「大丈夫なのだろうか」ということで、非常に不安になっています。特に、学年や学校種が変わり、特に中学校に入ったばかりですので、「中学校の勉強は大変じゃないか」みたいなことが、イメージとしてあったと思うのです。

一応、オンラインでの対応だとか宿題でやってきてはいるのですが、直前になって、本当に目の前に来ると、リアルに不安を感じるのだなということがありますので、これから分散登校等で徐々にということですが、子供たちの中にそういった不安がかなり広がっていると思いますので、そういった心のケアを徹底してやっていただきたいということを感じておりまして、お願いいたします。

三つ目ですが、既往症があるとか、病気をお持ちのお子さんに関しての対応として、これで再開ということになりますが、非常に不安を持っている御家庭とかお子さんがいらっしやると思いますので、そこについて、もちろん、学校ができることと御家庭で判断することというのが、いろいろあると思いますが、やはり、学校に通わせることにすごくためらいがある家庭に対して、どういうサポートをしていくのかということ です。

ガイドラインでも考えていますが、そういったことはよく配慮してやっていただきたいということを、改めて強調したいと思います。

まずは、こういったものを作られたということは、非常によかったと思いますし、これで終わりではなく、常に改定して行って、今後の状況の変化にも対応していただけるといいなと思っております。

【教育政策担当部長】 まず、家庭学習の状況の差が学力の差にならないようにということでございますが、文部科学省からの通知も、その点のところはしっかりと、年間の教育

課程の中で位置付けて、実際に教員が、家庭の学習の状況を見取った上で評価していくということを、掲げられているところもあり、それも踏まえて、このガイドラインを策定し、各学校に通知していくという流れでやっております。

その点を考慮している内容ではございますが、通知するに当たりまして、しっかりとやっていきたいと思っております。

2番目の、子供さんの登校が現実のものになったところでの不安ということについては、夏季休業明けでも結構不安定になりやすいというところから言えば、前例を見ない、ほぼ3か月の長期休業明けということで、都教育委員会としても、心のケアをしっかりとやるという点については、既に、先週の金曜日に、学校に対して通知を出すなど、心のケアを丁寧に行い、子供たちが不安にならないようにという構えの中で、再開の準備を進めていただくように手配しているところでございます。

念には念を入れて進めていけるように、引き続き対応してまいります。

なお、病気などがあって、登校することに不安を感じるということで、そういった方の登校の扱いなどについても、これは、制度的に手当てがされているところでもありますので、その制度の周知を図って、「病気があって感染が怖いから登校したくない」という人は、単に欠席ということにならないように、しっかりと現場において対応できるようにサポートしていきたいと思っております。

【都立学校教育部長】 春季休業の件についてお答え申し上げます。

まず、現時点で、そのほかの状況を考慮して、今回の休業日の変更によりまして、対応できるということを想定して、設定させていただいております。

また、休業期間中であっても、分散登校なども含めて可能となっておりますので、オンライン学習と併せて、そういったことで、必要な対応が今後出たとしても、対応していくのを原則と考えているところでございます。

そうした方針につきましてのガイドラインの末尾のところに、「児童・生徒の学びをとめないという視点に立ち、段階的な分散登校を実施したり、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせたりして、児童・生徒の学習の保障を図っていくということが重要である」という認識をお示ししているところでございます。

先生から御指摘がありましたような、想定をしていないような事情になった場合については、改めて検討して、御相談させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【遠藤委員】 このガイドラインも、非常にきめ細かく、よく考えて作っておられます。

ただ、いつも思うのですが、これまでの休業状態とこれからの再開の最大の差は何かというと、通学ですよ。

ですから、いつも気になっていたのですが、例えば、都立学校生の中で、何割ぐらいが電車通学なのかと。

そうすると、電車通学に対する対応としては、ここにある時差通学というのが対策になっていて、それはそのとおりですが、満員電車を避けるための時差通学というのは、それはそれでいいのですが、時差通学をしても、なお電車に乗ったときの感染リスクというのがあるわけですよ。

それに対する注意事項等を、もう少しきめ細かく子供たちにやっていったらいいのではないかと考えております。

それから、気になりますのは、これは、都立学校ではないのですが、いつものことですが、区市町村の小中学校で、学校選択制のところがございますよね。

学校選択制の子供たちの中で、電車通学というのがかなりの数いるのではないかと考えております。そうした区市町村に対する、都教育委員会から指導、指示をするということではできないかもしれませんが、この都立学校生に対する電車通学時における感染リスク回避のための対応について、学校選択制をとって電車通学をしている区市町村に対しても、同じようなガイドラインを示してやる必要があるのかなと考えております。

学校選択制の場合には、そんなに遠くではないと思いますので、電車通学というのは少ないのかと思いますが、気になっております。

以上の2点です。

【教育政策担当部長】 都立学校における電車通学をしている生徒の割合については、お調べしてお答えさせていただければと思います。

電車を使うことに伴う感染リスクにつきましては、“3密”を防ぐという観点で、やはり気を付けた方がいいと言われておりますので、子供たちが通学する際に、混雑を助長しないようにということで、混雑の時間帯を避けるようにという構えを作らせていただいております。

そうしますと、やはり、現時点でこのガイドラインを作るに当たって、子供たちが電車

を使う時間帯が、通学するときも下校する時間帯も、朝のラッシュ、夕方のラッシュを避ける時間帯に収まるように設定するという事を通じて、リスクに対する軽減というのを図っているところがございます。

登下校の際の感染予防の心構えにつきましては、今回のガイドラインの中で明言している部分は、確かにないですが、そのようにしたいと思っております。

【遠藤委員】 特に明示をしておいた方がいいと思います。

【教育政策担当部長】 ガイドラインの本文の後に、「私たち一人一人が作る学校の『新しい日常』」という図を添付しております、左下に「公共交通機関」ということで、この範囲で示しているところがございます。

【遠藤委員】 これは当たり前のことであって、今まで新聞等で我々一般人にも言われていることです。

私が言っているのは、都立高校生も含めて、電車の中で密集したり、騒いだりしないよという事をもう少しきめ細かく示す必要があるのではないかとということです。

今まで、休業中の間でも、電車に乗っていると高校生か中学生か分からないですが、必ず騒いだりする子供たちがいます。

ですから、改めて、「高校生にそんなことまで指導する必要はない」ということなのかもしれませんが、感染リスクを防ぐ、あるいは感染させないというようなことを念頭に置いて、もう少しきめ細かく示した方が良いのではないかとということです。

【教育長】 今の点、通常指導の中でも、「公共交通機関でのマナー」というものがあり、「電車の中で集まって騒がない」ということは当然、指導の中に含まれています。

今回は特に、新型コロナウイルス感染症対策として、「なぜ時差通学しているか」というようなことも含めて、電車内でのマナーについて指導するようにしてまいりたいと思います。

【指導部長】 遠藤委員から今御指摘があった点については、今回の新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解から始まって、どうしてこういう行動をとらなければいけないのか、どういう行動をとると感染リスクを軽減できるのかというようなところを、都立高校生向けにまとめた資料を作りましたので、それを発出する予定になっています。

遠藤委員から御指摘いただいたように、高校生が通学する中で、集団で群れて、騒ぐといった行為は、かなり注目が集まってくると思いますので、メタ認知、当事者意識を持つ

て行動するように、注意を促したいと思います。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 来週から徐々に通常に向けて歩いていくということで、少しほっとしているところで、細かいガイドラインなども作っていただいております。

まずは、命、そして、それを支える健康が第一ということは、少し成長した子供たちには分かると思うのですが、特に小さい子供には理解が難しいかと思えます。

元に戻るといっても、新型コロナウイルス感染症の発生前に 100%戻るわけではなくて、ソーシャルディスタンス、子供たちの距離を空けて座らせるとか、真っすぐ前を向いたままで、これからは給食の時間も、おしゃべりしないで食事に集中するとか、いろいろ変わってくるわけですね。

将来、仮に、新型コロナウイルス感染症が完全に収束したとしても、次のウイルスが来ないかというところの保障もないので、正に、新しいウイルスと共存しなければいけない時代に突入したのだらうと思えます。

そのときに、肉体的な距離感と心の距離感との違いというものが、どれくらい理解できるかということを考えると、心理学的には新たな問題が生じる恐れもあるのではないかと、ちょっと懸念するところです。

健康のために、飛沫が飛ばないように離れているのですよ。だけど、離れていること自体が人間関係の心の距離感と重なってしまうのは、特に小さい子供はそうだと思うのです。

小学校1年生、中学校1年生みたいに、新しく入学して、新しい環境に行くという子供たちが、今年度の場合は、この学年は大変な思いをしているわけで、慣れないところいきなりということですね。

そのときに、手と手を触れ合えない形での人間関係を作っていくときの、新たな問題点というのが、恐らく出てくると思うのですが、それに対する対応が、教員にも学校にも求められていこうと思ひまして、単に病気か健康かということだけではなく、もう少し人間関係の作り方ということが求められることに対して、心構えをしておかなければいけないのではないかとというのが1点です。

もう1点は、そうはいっても、今、本当に減っていつてはいますが、第2波、第3波のお話もありましたが、またアラートを出さなければいけないような状態が来ないとは限り

ません。

そのときに、「もう一度学校を閉めるのか」というと、そうではなくて、休業ではない形でいかに続けられるかということが、この3か月で私たちは大分頑張ったわけで、子供たち一人一人にも、例えば、遠隔授業を受けるための設備として、BYOD (Bring Your Own Device) に対応できない子供たちには、機器を配るとか、Wi-Fiの措置もするとか、いろいろな手当てをしました。

そうすると、次にまた状態が悪くなっても、いきなり休業ではなくて、少なくとも来年3月までの今年度は続けていくことができるような努力ですとか、遠隔授業と対面の授業を組み合わせるとか、そういうこともできるかと思うのですが、その辺についての考えとこのをお伺いできるでしょうか。

【教育政策担当部長】 まず、第1点目の新型コロナウイルス感染症対策というものを通じて、心の距離感と実際の体との距離感というものが変わってくることを踏まえた、人間関係の作り方などへの変化の対応ということですが、今日お示ししているガイドラインでは、まず、目の前にあります感染症対策と学校の活動との両立というところで、それを形にしたものを具体的にお示ししているところではありますが、一人一人の感染症予防の活動というものが、自分を守って、家族や大切な人や社会を守るという関係にあるということ、冒頭に明示させていただいてところがございます。

そういったものを実際の教育活動の中で具体化していくことを通じて、今御指摘いただいたところに対応していきたいと思います。

また、再アラート時の学業の継続という点ですが、このガイドラインの27ページの「さいごに」のところで、「学校においては、児童・生徒の学びを止めないという視点に立ち、段階的な分散登校を実施したり、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせたりして、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。」と、明記いたしたところでございます。

この間、オンライン学習を活用した家庭学習の体制を整備してまいりましたので、今後、感染状況が悪化するということになった場合も、学校の活動としては、状況を見ながら登校の頻度を下げざるを得ない状況もあると思いますし、段階的な分散登校といっても、順調に前に進むばかりではないこともあり得るということは認識しております。

その中で、様々な手法を活用して、家庭学習と登校での学習のバランスをとっていくこ

とで、子供たちの学びを止めないようにしてまいりたいと思います。

【教育長】 今のオンライン学習の環境整備の関係ですが、基本は、私どもが進めている「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」あるいは国の「G I G A (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想」の中で、1人1台体制というのを最終的には目指しております。

それを、4年ぐらいかけてといったところだったものを、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、今年度、国もかなり前倒しをしていって、私どもの「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」の環境も大分前倒しをしていこうと、短期間で整備していこうということもあります。

その1人1台体制という意味では、都立学校に関しては、BYODですから、個人持ちのものであるということで、いわゆるソフト系のところ、あるいは、御自宅のオンライン環境、あるいは、お持ちでない御家庭のフォローというところで、今、緊急対応しているところでございます。

区市町村の方も、この間、4年ぐらいかけて整備していこうという取組が、かなり全区市町村で進んでいます。全学年が入るかどうかは、地域によって違いますが、そういったところでも、重点学年のところから整備していくことになっています。

「G I G Aスクール構想」の方も、今年度、早いところでは、6月の終わりから7月ぐらいから入るかもしれませんし、都立学校の方としましては、もう今度の補正予算が成立すれば、すぐ動き出すのではないかと。

あるいは、環境整備は、もう5月の半ばにはできておりますので、後は、中身をどうやって充実していくかということになります。

そういったことから申し上げますと、一応、ここで、6月いっぱいぐらいまで、あるいは7月ぐらいまでのところで、通信容量の問題だとか、御家庭の設定だとか問題はありますが、何とか、家庭と学校がオンラインでつながるという環境を整備していき、この先、アラートが発せられた場合、あるいは、第2波が来て、また社会活動の停止要請が出た場合でも、学校は分散登校とオンラインを活用しながら、何とか持ちこたえていこうというように、今の想定ではやっています。

区市町村の方も設備を鋭意進めているところですし、都立学校の方は、これから中身を充実させていこうという段階でございますので、その辺を進めていくということになって

おります。

【企画担当課長】 補足をさせていただきたいと思います。

オンライン学習のところにつきまして、ガイドラインに具体的に複数の箇所に盛り込んでございます。

例えば、資料のガイドラインでいきますと、12 ページで、段階的な教育活動の再開時の基本的な考え方をお示ししているところの箇所になりますが、上の黒い丸の三つ目のところに、「新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、学校におけるオンライン学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせ実施する。」というような、基本の考え方も述べてございます。

それから、例えば、14 ページでは、都立高校における場合のⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期と段階を示しているところの部分になりますが、「他の実施形態」というところで、「家庭と学校でのオンラインによる双方向の学習環境が設備され、生徒の学習状況の把握や生徒間の対話等も可能であるなど、登校による学習と同等の成果が見込める場合には、登校による学習をオンライン学習により代替できるものとする。」というようなところも、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期といった新型コロナウイルスの感染状況を踏まえたところで、この実施形態もきちんとやれるような形でお示ししております。

委員が今おっしゃったような、オンラインについてこれまで取り組んできたところと、今後、アラートといったような状況になった場合ということも踏まえて、我々は検討を進めているという状況でございます。

補足でございました。

【宮崎委員】 どうもありがとうございました。その点は心配していませんが、結局、「知・徳・体」の知の部分は、オンラインで十分できるのですが、大学なども今、遠隔授業はできるのですが、学校の大きな役割である、社会性であるとか、協調性であるとか、友達とどう向き合うかとか、人間性をどう磨くかとか、そういう部分についてはなかなかオンラインだけではできないと思います。

もちろん、オンラインでできるのかもしれませんが、その辺の工夫を、ただつなぐのではなく、教育内容やカリキュラム自体も変わっていくだろうと思いますし、ただでさえ、「1メートル離れて」「2メートル離れて」というようなときに、どう横の関係を作っていくか、心の部分もうまく育てていくかということ、常に考えていただければというつ

もりで申し上げました。

ちなみに、例えば、比喻が分かるようになるのは、言語学的には8歳と言われていて、小学校1、2年ぐらいだと、「石のような」というと、本当に石だと思ってしまうと言われていています。そういう時期の子供たちを育てるときに、縦にオンラインでつなぐだけでは難しいと思います。

もちろん、高校生とは状況が全く違いますが、その辺の心理的な成長、「知・徳・体」の徳・体の部分を、こういう緊急事態下でも、何とか教育現場で実現できるように頑張りたいと、そういう思いでお伺いしました。どうもありがとうございました。

【山口委員】 今まで、3か月休んでいたのですよね。私たちも、テレワークとか、テレビ会議等が多くなって、大人も「復帰できるか」と、すごく心配な人もいるくらいで、子供たちにとっては、この学校に行かない状況によりやく慣れつつあって、そこで生活ができてきたのを、ようやく学校に行けるようになるので、この変化は非常に大きいと思うのです。

よく、長期の夏季休業が終わって、始業式のときには、自殺者が増えるとか、いろいろなことに私たちは対応していますが、それよりも長い期間を経てるので、やはり、学校が始まっても、どういう理由か分からないけれども、途中で行けなくなってしまう子供など、いろいろなことが出てくると思いますので、「そういうことがあり得るだろう」と念頭に置いて対応していただきたいと思います。保護者も含めて、是非お願いしたいということが1点です。

それから、このガイドラインは非常によくできているのですが、是非現場に任せる部分を大事にしていいと思います。

「換気を10分ごとにする」とか、「手洗い、うがい、消毒を」といって、先生方がそこにすごく精力を注ぎ込み、疲れてしまっただけでは意味がないと思います。これは長期戦の話になりますので、慣れてもいけないと思いますが、そのところは大事だと思います。

また、宮崎委員がおっしゃったように、ソーシャルディスタンスといいながらも、やっぱり、子供たちは、くっつきたいときもあるだろうし、それを、過度に大人が神経質になって、「くっつかないで」とか、「しゃべらないで」というようなことが続くことがないように、また、学校現場が神経質になり過ぎないようにしてほしいと思っています。

万一、どこかの学校や地域で、新型コロナウイルスに感染したとしても、それは、「対

応が悪かったということではない」という認識を持つことが必要だと思います。

「その学校は、先生方がうまくやっていたからではないか」「駄目だったのではないか」となると、それが、差別などにつながっていきますので、「十分やっているけれども、感染したときには、その対応をしっかりしましょう」というような認識を、私たちもしっかり持ちながら、長期戦に臨むことが必要なのかなと思っております。

あと、学校では注意していても、学校外の自粛がある程度緩やかになってくると、大人もそうですが、いろいろな活動がスタートします。塾にも行くでしょうし、習い事にも行くでしょう。そういったところの活動が出てきますので、学校外でのことを、御家庭と学校と子供たちと、上手に共有していただいて、少し長いスパンで続けていけるような気持ちを、私たちが共有していくことが必要だと思いますので、是非よろしく願いいたします。

【教育政策担当部長】 今回のガイドラインを策定するに当たって、「子供たちが早く学校に通って、学習できるようにしてほしい」という保護者の方の声もあります一方で、「学校に行くと、そこで感染してしまうのが心配だ」ということで、通わせたくないという保護者の方の声も、またあるという状況の中で、我々としたしましては、安心して学校に来ていただける状況をしっかりと見えるようにして、お示ししようという考えで、今回のガイドラインを策定したところでございます。

したがいまして、保護者の方々がこれを御覧いただくことを通じて、「そこまでやってくれているのだったら安心だ」と思ってもらえるように、数値で示しているところも多々入れているところもございます。

委員に今御指摘いただいたこの数値というものが、現場を縛ってしまうことを通じて、現場がぎこちなくなると、うまくいかなくなるように、「任せるところは任せてほしい」ということですが、そういう部分もあるとは認識しておりながらも、安心して子供を送り出す保護者の方にも、「そこまでやったださるのであれば」というようなことを考えていましたので、そのバランスの取り方がいろいろあるかと思いますが、今回、「学校がここまでやっているのだったら、安心して送り出そう。」と、多くの方々に御理解いただきたいと考えております。

それでも、正に、委員がおっしゃってくださったところですが、運悪く感染する方が出てきた場合も、「これだけのことをやった上でのことだ。」ということで、感染してし

まった人が差別の対象になったり、蔑まされたりしないようにということも含めて、しっかり徹底していき、その後の対応についても心配がないよう、ガイドラインに示させていただいたところでございます。

実際に運用する中で、しっかりと現場に根を下ろして運用していただけるようにしていきたいと思います。

【山口委員】 ありがとうございます。

本当にこのガイドラインは、細部にわたって非常によくできていると思います。そう作るべきだと思っております。

ただ、それが、言われたように「バランス」ということですね。現場というのは、日々動いているものなので、「今日だけ」とか「明日だけ」ということではないので、その辺りを是非お考えになっていらっしゃることは、そのとおりでと思いますので、よろしく願いいたします。

【秋山委員】 この段階的な分散登校の実施の段階は、非常によくできていると思います。よく考慮されて作られていると思います。

I期、II期、III期となっていて、“IV期”というのが通常だと思うのですが、今後、第2波が出たときには、また、通常からIII期、II期、I期と戻っていくわけですね。

もちろん、そのI期、II期、III期と全ての子供たちがこれのおりにいくわけではなくて、子供によっては、「まだI期だよ」とか、「子供によっては、まだ来られないよ」とか、そういう子供たちの状況によって、心のケアも含めて、このI期、II期、III期を活用してもらおうと、家族も子供も非常に楽なのではないかと思えます。

一斉にこれに従わなければいけないというふうになると、今の時期、きついお子さんも出てくるかと思えます。

それが一つお願いと、もう一つは、臨時休業のところ、感染者の対応のときに、「措置」として「出席停止」とか、「期間」のところでは、「治癒するまで（医療機関ないし保健所の判断に基づく）」というのがありますので、学校のガイドラインの記載のところを医療機関と共有していただいて、医療機関によってまちまちにならないようにしていただきたいと思えます。

【教育政策担当部長】 このガイドラインの段階的な分散登校のI期、II期、III期ですが、正に委員が御指摘してくださったように、まず、目安として、I期、II期、III期として、

例えば、Ⅰ期であれば5月26日から、Ⅱ期であれば6月1日から、Ⅲ期であれば6月15日からということで、本日御案内させていただいたところではありますが、感染状況を見ながら、安全な学校活動というものを進めていくための仕組みでございます

ですので、状況が悪くなれば、ⅢからⅡ、ⅡからⅠに戻るということも、このスケジュールの中でという話ではないのですが、今後の長いスケジュールの中での取扱いとして考えていく必要があるかと思っておりますので、その目安として活用していきたいと思っております。

先ほどの話にもあったように、学校と家庭学習を組み合わせるに当たっての目安として、これがベースになるものということでございます。

個別の子供について、「この子はⅠ期相当」「Ⅱ期相当」というのを、想定してなかったところではあるのですが、実態といたしまして、一人一人の状況を踏まえて対応していくこととしています。例えば、既往症を持っている場合ですとか、感染リスクが高い場合ですとか、「今はまだ登校するのが不安です。」というような場合は、「欠席日数」とはしないという取扱いにさせていただいているところでございます。

【都立学校教育部長】 秋山委員から御指摘がありました、医療機関等との連携ということにつきましては、改めて、私どもと学校関係者と共有して、注意喚起してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【宮崎委員】 結局、現場で直接子供たちと接する一人一人の教員が、一番本当に大変だと思うのですね。

負担が大変かかると思っています。通常の教員としてこれまで歩んできたやり方とは全く違う次元に入るわけですから、悩みもたくさんあると思っておりますし、困ったりつまづいたりすることもあると思っておりますので、そういうことに対して手厚くできる体制もとっておいていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

【北村委員】 発言するかどうか悩んだところがありますが、アメリカなどでは、アジア系の人たちに対する差別が非常に高まったりしてしまっていて、大学でも、中国の留学生がこれから差別をされるのではないかと、そういうことを少し懸念する声も出ています。

都立学校や区市町村の小学校、中学校でも、そういったことに対して差別が起こるリスクというのがあると思っております。

こういったグローバル化の時代の中で人々が移動して、感染症が広まってしまうというのは、一人一人の人間には防ぎようのない部分がたくさんあるわけです。

こういったものを、教育の現場でどういうふうに扱うかということ、先生方にも是非考えていただきたいですし、差別のようなことが起こったときに、「それは駄目だ」という話をするだけではなくて、「なぜこういう問題が起こっているのか」ということを学ぶ機会として考えてもらいたいと思います。

そういうことと同時に、このガイドラインの20ページでは、「感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止」というのがありますが、今回の感染症が中国から始まったということで、そういうことに対する差別というのが、これから非常に高まる可能性もあると思いますが、学校現場でそういうことが起こらないように、先生方にいろいろ考えていただきたいと思っています。

ただ、こういうことを言うことで、かえってそういうことを助長するという側面があるので、発言するかどうか、迷ったのですが、大切な機会だと思いましたので、コメントということで発言させていただきました。

【指導部長】 新型コロナウイルス感染症に伴う様々な差別、偏見に対しては、コロナウイルスに対する正しい理解から始まるかと思います。

休業明けの学校では、先ほど、秋山委員からあったように、「ゆっくり開く」という意識の下で、まずは、その指導を学校でしっかりやってもらって、その上で、児童・生徒の状況を見ながら、改めて現在検討している指導資料等を用いた指導の中で対応してまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、第43号議案につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、第43号議案につきましては、原案のとおり承認をいただきました。また、報告事項1につきましても、報告として承りました。

報 告

(2) 都民の声（教育・文化）について〔令和元年度下半期（10月～3月）〕

【教育長】 次に、報告事項(2)都民の声（教育・文化）について[令和元年度下半期（10月～3月）]の説明を、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】 それでは、報告資料(2)を御覧いただきたいと思います。

教育庁や都立学校など各教育機関が実施している施策、事業等に対しまして、都民の皆さまからいただきました御意見等を、毎月、ホームページで公表しますとともに、半期ごとに、教育委員会定例会におきまして御報告をさせていただいております。

今回は、令和元年度の下半期（10月～3月）についてとりまとめましたので、御説明いたします。

まず、1ページ目、「1 都民の声」でございます。

令和元年度下半期に受け付けた合計の件数は、上段のグラフの一番右側になりますが、柱の上に数字を書いております。3661件で、令和元年度の上半期と比較して、1202件増加となっております。

増加の主な理由としましては、新型コロナウイルス感染症に関する要望等が多数寄せられたという状況でございます。

このお寄せいただいたものを、「性質別」に見ますと、「苦情」が全体の60%でございます。「分野別」に見ますと、2ページになりますが、最多は「健康管理」で、1507件で、全体の4割を占めておりました。次いで、「生徒指導」「教職員」となっております。

次の3ページから5ページまでが、多数を占めたテーマと件数と主な事例を記載しております。

まず、3ページの最初でございます、1507件ございました「健康管理」に関するものでございますが、事例といたしまして、新型コロナウイルス感染症に関する要望、苦情となっております。

一つ目の事例といたしまして、3月下旬頃に多く寄せられた御要望でございますが、4月以降も、臨時休業の延長を求める内容となっております。「対応」としましては、5月31日までの臨時休業としました。

その下でございますが、オンライン授業の導入に関する御要望です。令和2年度補正予算等において、学校と児童・生徒がインターネットを通じて課題の配信や提出が可能となる学習支援クラウドサービスなどを導入してございまして、積極的にこれを早急に進めていくという状況でございます。

次に、4ページは、臨時休業中に、生徒が繁華街などに外出していることに関する苦情でございます。

各学校では、児童・生徒に対し、感染症拡大防止のための臨時休業であるという趣旨を理解させ、人が集まる場所への外出を避けるなどの指導を行っております。

その下でございます。学校の管理・運営などに関するものでございます。

事例としまして、都立学校の近隣住民の方から、学校の中庭にマットレスが放置されているという苦情でございます。

廃棄予定のマットレスが放置されていたもので、当該校の校長に、申出者に速やかに謝罪するとともに、マットレスの移動を行っております。

その下でございますが、教職員の服務、接遇等に関するものでございます。

事例としまして、都立学校教員の喫煙に関する苦情でございます。

当該校では、事実の特定には至りませんでした。校長と副校長から、職員会議などで指導するとともに、定期的に現場巡回を行うなど、服務の厳正な徹底をしていくとしております。

5ページでございます。児童・生徒の非行・公共マナー等に関するものでございます。

事例としまして、生徒の自転車の乗り方に対する苦情です。

御指摘のあった周辺の学校で、現場付近での登校指導や、ホームルームでの指導などを行っております。

次に、6ページでございます。「2 請願」でございます。

請願は、東京都教育委員会請願処理規則などに基づき提出されたもので、規定上、請願者に対して、検討結果を通知するように定められております。

令和元年度下半期の件数は14件であり、そのうち、教職員に関するものが9件、生徒指導に関するものが4件などとなっております。

事例としまして、7ページと8ページに、「国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について」、請願の内容と、請願者に通知した検討結果を載せております。

次の9ページになりますが、「3 陳情等」で、団体から寄せられた陳情でございます。

令和元年度下半期の件数は71件で、教職員に関するものが30件、学校運営に関するものが22件となっております。

事例としましては、10ページに、「国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分について」と、11

ページに、「学校教育の充実について」のものを載せております。

12 ページは、「4 公益通報制度」でございます。

まず、「(1)窓口別受理件数内訳」の「分類」を御覧ください。上段の「教育庁等窓口」は、公益通報者保護法で必置とされておまして、教育委員会の事務局内部に窓口を設け、東京都の教職員が実名で通報するための窓口でございます。

下段の「弁護士窓口」は、コンプライアンスに対する意識をより一層高める観点から、より多くの御意見が寄せられるよう、平成 25 年 4 月から受け付けを開始したもので、「教育庁等窓口」では対応できない匿名での通報、区市町村の教員に対する通報なども対象としております。

こちらの窓口は、教員や児童・生徒とその保護者、更に、一般都民からの通報も対象としております。

「弁護士窓口」への通報につきましては、担当弁護士に寄せられた通報内容を、弁護士から私どもにお伝えいただき、私どもの方で必要な調査を行い、その結果を弁護士にお返しし、弁護士から調査結果を通報者に回答するという流れで処理をしております。

令和元年度下半期の受理件数ですが、「弁護士窓口」のみの 17 件でございます。

制度の性質上、具体的な通報内容をお示しできませんが、いじめに関するもの、セクハラ・わいせつ行為に関するもの、職員の勤怠管理に関するもの、会計処理に関するもの、個人情報扱いに関するもの、体罰などとなっております。

続きまして、「(2)弁護士窓口受理分に係る処理状況」の表を御覧ください。通報要件を満たし、調査を行うことを決定して、受理したものについての処理状況です。

平成 29 年度に受理した 25 件につきまして、調査を終了した事案が 14 件、調査中の事案が 11 件となっております。

平成 30 年度につきましては、受理が 29 件で、調査終了の事案が 17 件で調査中の事案が 12 件でした。

令和元年度に受理したものについては、受理が 30 件となっておりますが、調査が終了した事案が 7 件で、調査中の事案が 23 件となっております。

今後とも都民の声に真摯に耳を傾けながら、施策や行政サービスの質の向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 2件あるのですが、1点目は、当たり前のことではありますが、安全で安心な社会をつくるというのは、安全で安心な学校をつくり、安全で安心なコミュニティをつくるというところから始まるということ、改めて思いました。

今回は、もちろん、感染症に関するものが多いですが、それ以外のいじめなども、安全で安心して子供が通える学校をつくるとか、あるいは、子供たちが通学の際に地域の人たちが配慮したり、そういったことも安全で安心できるコミュニティづくりというところに、学校というのは、非常に大きな役割を果たす部分がありますので、改めて、こういった声に真摯に耳を傾けて、学校現場で改善を図っていただきたいなと思います。

2点目は、障害を持った方々の教育に対することがいくつか出ていまして、もちろん、都としても、いろいろ整備を進めているところだと思いますが、これは、本当に積極的にできる限りのことをやっていただきたいというお願いです。

以上の2点です。よろしく願いいたします。

【総務部長】 この都民の声については、それに一つずつ丁寧に対応し、当該校、学校が分かれば学校に内容を伝えて、対応してもらい、内容が分からなければ、周辺校に声を掛けて確認したりとか、私どもとしても、可能な限り丁寧に、いただいた一般の声に真摯に対応していこうと思っております。これは、根気強くやっていきたいと思っております。

また、特別支援教育の充実についても、私どもとしても、学校で行う場合、様々な課題等がありますので、それを一つ一つ検証しながら、保護者の皆さまのお声も聞きながら、これもしっかりと進めていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 6月11日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策担当課長からお願いいたします。

【教育政策担当課長】 次回の定例会は、6月の第2木曜日となります、6月11日、午前10時より、ここ教育委員会室にて開催を予定したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。

次回の教育委員会は、6月の第2木曜日ということで、6月11日、午前10時より、ここ教育委員会室にて開催を予定したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、そのように決定させていただきます。

日程以外の発言

【教育長】 日程、そのほか、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時09分)